明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三一）　一
〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**一六四）　三五
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**一六五）　三六
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**一六六）　三七
○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の附属書の改正に関する件（**外務**一三五）　三七
○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一三六）　三九
○円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一三七）　三九
○カメルーン共和国における極北州ディアマレ及びマヨ・カニ地区給水・衛生改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（**同**一三八）　三九
○航空保安設備整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一三九）　三九
〔人事異動〕
海上保安庁　三九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三九
裁判所
免責、再生関係　三九
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三九
会社その他
会社決算公告　三九

省令

○農林水産省令第三十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の二第三項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の二第三項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号㈠第十を次のように改める。

第10　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				